

2022年度（令和4年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2022年度（令和4年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2022年（令和4年）5月30日（月）15時00分～16時00分
福山市役所本庁舎3階 中会議室

3 出席者

委員	大島委員長，梅國委員，沼田委員，内田委員，堂前委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 土木部長，川南まちづくり担当部長，建築部長，建設政策課契約担当課長，技術検査課長，道路整備課長，川南まちづくり課長，営繕課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，施設部長，管財契約課長，管路整備課長，施設整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2021年度（令和3年度）の契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。

「2021年度（令和3年度）の福山市発注分の入札件数は592件で，落札率は88.48%，上下水道局発注分の入札件数は185件で，落札率は86.98%であり，福山市発注分の落札率はほぼ前年並み，上下水道局発注分については，前年度から落札率が1.01ポイント低下している。要因としては予定価格が1.5億円以上の大型案件について，落札率が86.94%であり，前年度から2.47ポイント低下したためである。」

続いて，2021年（令和3年）10月1日から2022年（令和4年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① （旧）福山市商業施設整備工事
- ② 川南土地区画整理事業道路築造工事（神辺駅御幸線）
- ③ ガス燈移設工事（西町若松線・3-3）
- ④ 大山ポンプ場沈砂池設備更新工事

⑤ 配水管布設工事（配整3-60）

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① (旧) 福山市商業施設整備工事	
Q 1	<p>① 予定価格が 78,670,900 円（税込）と高額であるにもかかわらず、入札参加者が 6 者と多くないが、福山市として何者程度に入札資格があると考えていたのか。</p> <p>② 上記 6 者のうち、5 者が失格となっているが入札条件が適正であったのか。</p>
A 1	<p>本工事は、閉館した福山市商業施設（RiM ふくやま）の再生事業に伴う施設整備として、外壁及び1階内部を改修する工事である。</p> <p>入札参加者については、工事内容が一般的な改修工事であるため、「建築一式工事」の認定を受けている者を対象としたもので、その他の要件は一般的な要件とした。</p> <p>入札参加資格要件に該当する業者は 60 者で、過去の実績から、10 者程度の応札を想定していた。</p> <p>本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種毎に最低制限価格の基準価格を算定している。</p> <p>本工事においては、全ての参加者が基準最低制限価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から 5 者が失格となったもので、適切な入札結果と考えている。</p> <p>なお、落札となった価格の落札率は、予定価格に対して 91.00% で、適切な入札結果と考えている。</p>
Q 2	<p>変更契約が 3 月に行われており、契約金額が 444 万円増額になっているが、変更内容はこういったものだったのか。</p>
A 2	<p>福山市商業施設のリノベーション再生事業を受注した業者との協議によって開口部周りの外構工事等の内容に変更が生じ、年度内の工事完了が困難になった為、工事期間を変更している。</p> <p>内容の変更については、既存施設の撤去時に当初設計の想定と異なったものについて変更を行った結果、請負金額の変更が必要となった。</p>

抽出案件② 川南土地区画整理事業道路築造工事（神辺駅御幸線）	
Q 3	<p>① 予定価格が 46,024,000 円（税込）と高額であるが、この工事の入札参加者が 68 者との工事と比較して群を抜いて多数に上っており、その理由についてどのようなことが考えられるか。</p> <p>② 上記のとおり入札参加者の多さに鑑みれば、工事を分割して、より多くの事業者の仕事に分配するということはできなかったのか。</p>
A 3	<p>本工事は、川南土地区画整理事業として施工する工事であり、同事業は、2018年度に地権者や地域住民の意見を反映し、決定した「川南地区まちづくり新ビジョン」に基づき実施している事業である。</p> <p>福山市神辺町でJR神辺駅の西側で国道182号に接する約10.6ヘクタールの区域を対象とする事業である。</p> <p>本工事は、年度の端境期である3月が入札時期となったことで同時期の工事発注は少なく、事業者の手持ちの案件数、施工場所、施工規模、予定価格などから入札参加者の受注意欲が高まり応札が増えたものと考えている。</p> <p>特に、現場条件が、他の既存の道路交通に配慮しながら施工する必要がなく、また他の工事と比較して、現場条件がよく施工効率がよいことも要因として考えられる。</p> <p>川南土地区画整理事業は2025年度の工事完了を目指しており、計画的に工事を進める必要がある。分割発注した場合、時期をずらしての発注とすれば工事期間が長くなり、同時期に発注した場合は、同時進行の現場となり、作業効率が落ちるほか、工事間の安全確保や工事の瑕疵・責任区分の明確化が困難になる。</p> <p>また、分割発注は経費が増加し設計額が増となるほか、本市においても限られた人員体制で事業を進めており、現場対応業務の増加にもつながり、業務の効率性の観点からも課題があると考えている。</p>
抽出案件③ ガス燈移設工事（西町若松線・3-3）	
Q 4	<p>専門業者である落札者に業務を任せることには合理性があると思われるが、その落札率が100%となっており金額の適正性についてどのように考えているか。</p>
A 4	<p>本工事は、福山駅北口における電線地中化を伴う道路改良工事と連携して実施する、都市ガス設備であるガス燈の移設工事である。</p> <p>本工事場所は、福山駅北口に面した道路であり、車両及び歩行者の交通量が非</p>

	<p>常に多く、更に同一場所において電線類地中化（無電柱化）を伴う道路改良工事を行っている。そのため、多様な民間事業者及び上下水道等の占有者による工事が輻輳して行われており、これら各種工事との協議調整が多岐に及ぶなど、非常に厳しい現場条件となっている。</p> <p>都市ガス設備の工事金額について一般ガス事業者は、経済産業省の認可を受けた託送供給約款に基づき公表されている価格（単価、諸経費率）を使用することが、ガス事業法により規定されている。</p> <p>本市は、認可を受けた一般ガス事業者から託送供給約款に基づく見積を徴収し、工事価格を積算している。</p> <p>託送供給約款に基づく価格により積算しているため、結果的に高落札率となることはやむを得ないものと考えており、市場の実態を反映した積算による適正な予定価格の設定が発注者の責務であり、適正であると考えている。</p>
Q 5	金額は法律で決まっており、会社に裁量がある訳ではないということか。
A 5	福山瓦斯（株）が公共の利益に支障がないような価格を決めて託送供給約款を定め、経済産業省の許可を得ている。
Q 6	福山瓦斯（株）が工事ごとの価格を決めるというより、既に約款等で単価が決まっているということか。
A 6	その通り。
Q 7	予定価格を決める市の単価と同じ結果になるということか。
A 7	市の予定価格を決める為に福山瓦斯（株）に見積依頼をし、その価格が予定価格になる。
Q 8	それは供給約款にも定められている価格だから動かせないということか。
A 8	その通り。
Q 9	工事概要に「銘板移設工」とあるが、これは約款に規定されているものか。
A 9	約款の単価表については事務所に備え付けることになっており、標準的な単価

	はそちらに記載されている。銘板移設工等その他の単価については、見積をとり、その事業者が施工できる価格ということで参考になっている。
Q10	約款に定められているものはその単価を使い、それ以外のものは福山瓦斯(株)の見積価格を適用しているということか。
A10	その通り。

抽出案件④ 大山ポンプ場沈砂池設備更新工事

Q11	<p>① 本件工事を総合評価方式とした理由をお聞きしたい。</p> <p>② 入札参加者が1者のみとなっており、その理由についてどのようなことが考えられるか。</p>
A11	<p>本工事は、福山市公共下水道ストックマネジメント計画（2019年度策定）に基づき、大山ポンプ場にある自動除塵機等の沈砂池設備を更新する工事である。</p> <p>総合評価方式とした理由については、設計金額が2億円を超える高額工事であることに加え、一般的な建築等の設備工事とは異なり、主要機器は受注生産で機器の製作から据付、性能確認を行うものであること、据付に当たっては、工事全体の綿密な進捗管理により、限られた期間内に当該ポンプ場の排水機能を維持しながら迅速かつ的確に作業を行う必要があることから、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式とした。</p> <p>入札参加者が1者のみとなった理由については、当該施設が稼働中の施設であることから、限られた期間内に迅速に作業を行う必要があること、また、入札参加者が工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えている。</p> <p>なお、入札参加資格の施工実績があり、入札参加が可能な業者は、事前の調査において、6者程度と見込んでいた。</p>
Q12	もう少し噛み砕いて説明してほしい。
A12	<p>今回更新する機械は、ポンプ場付属の設備である。本設備は、雨により水路を流れてくる浮遊ゴミをポンプ場に入る手前で止め、ポンプ場に入らないようにする為の機械である。代替の施設がない為、工事期間中もポンプ場を止める訳にはいかない。そのため例年6月中旬～10月中旬の出水期での作業ができない。出</p>

	水期が終わっても雨が降る時期はあるので、2台あるポンプのうち1台ずつでも稼働できる体制をとりながら工程管理をするという難しい工事である。
Q13	難しい工事であるため、技術力やマンパワーを持っているところが限られるということか。
A13	その通り。
Q14	入札参加資格要件に経営事項審査総合評定値の点数を求めているのはなぜか。
A14	機械器具設置工事は発注基準のランク制度がない為、機械器具設置工事の認定を持っていけば入札参加が認められる。
Q15	更新前の設備も東洋プラント（株）が設置したのか。
A15	東洋プラント（株）が設置者ではない。49年程前の設備であり、更新工事の為、既設設備の施工業者が施工した方が良いという訳ではない。
Q16	総合評価方式試行要綱第3条（1）～（3）のどれに該当するか。
A16	（1）である。
抽出案件⑤ 配水管布設工事（配整3－60）	
Q17	予定価格が44,462,000円（税込）と高額であり、入札参加者が26者あったにもかかわらず、うち24者が失格となっている。また落札率も99.0%と極めて高いため、入札条件の適正性及び高い落札率の理由についてどのようなことが考えられるか。
A17	本工事は、老朽管布設替のため経年管を更新するものであり、耐震管（ポリエチレン管）を布設する一般的な配水管布設工事である。 入札条件の適正性については、本工事の入札参加資格要件を「福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づき、「水道施設工事及び管工事」の認定を受けている者であること、「福山市指定給水装置工事事業者」であること及び「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（福山市配水管）」の交付を受

	<p>けた者を現場代理人又は主任技術者として配置できる者であることとし、一般的な要件としたものである。</p> <p>また、高い落札率になっている理由については、「福山市上下水道局建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき算出する基準最低制限価格付近に多くの入札参加者が入札し、電子計算機による最低制限価格の自動調整の影響から、多くの入札参加者が失格となり、結果として高い落札率になったと考えている。</p> <p>なお、最低制限価格の設定については、当該要領の規定に基づいて適正に実施している。</p>
Q18	<p>入札結果を見ると、4,000万円以上と3,400万円付近に入札金額が集中しているが、何か理由があるのか。工法が違うとか？</p>
A18	<p>工法は一般的な道路を掘削して管を布設するものなので、工法的には違いはない。それに関わる労務等が各社で違うのではないか。</p>
Q19	<p>これだけ多くの業者が3,470万円～3,480万円の間に入札しているのであれば通常そのくらいの金額で施工できるだろうという推測が働くが、それにも関わらず4,000万円という入札者が落札してしまうとなると、落札自体が不当だとは思わないが、結果的に500万円程高額の落札となってしまっている。何とかならないか。</p>
A19	<p>上下水道局は企業なので当然安くしてもらいたいという思いはある。しかし最低制限価格という規則は下請業者や労働者の賃金を守る為に存在しているので、下げていくと下請業者や労働者にしわ寄せがくる。それを考慮するとこの最低制限価格はやむを得ないと考える。</p>
Q20	<p>過去の入札監視委員会でも類似した案件（99%の落札率）が議題に上がっている。そのような案件を少なくするようにと要請しているが、今回たまたまそのような結果になってしまったという理解で良いか。</p>
A20	<p>その通り。</p>
全体を通して	
Q21	<p>抽出案件⑤であったように、電子計算機による自動計算の影響で落札金額が高くなっていくことについて、対策は考えているか？</p>

A21	<p>当面は現在の手法で行うことを考えているが、入札参加者数を増やすことを改善方法の一つとして考えている。工種別，等級別発注標準表について舗装工事，管工事，電気工事は入札参加者の門戸を広げる為に来年度から基準を変更することとしている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--

○ まとめ

抽出案件について，委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2021年（令和3年）10月1日から2022年（令和4年）3月31日の間に指名除外措置をした2事案2者（市長部局分）の状況について，建設政策課契約担当課長が報告し，指名除外措置（上下水道局分）の対象となる者がいなかったことについて，管財契約課長が報告した。

(3) その他

・ 次回委員会の開催時期について

2022年（令和4年）11月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2022年（令和4年）4月から2022年（令和4年）9月までを対象とし，内田委員が担当する。